

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月30日
【届出者の氏名又は名称】	マルシアンホールディングス合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【電話番号】	03-4587-9010
【事務連絡者氏名】	代表社員 合同会社乃木坂ホールディングス 職務執行者 糸木 悠
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	マルシアンホールディングス合同会社 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、マルシアンホールディングス合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本ハウズイング株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年5月23日付で提出いたしました公開買付届出書（2024年5月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である公開買付開始公告（2024年5月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、2024年5月23日（現地時間）付で、ウクライナ反独占委員会から本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）を承認することを決定する文書が発出され、公開買付者が、2024年5月29日に当該文書を受領したことに伴い、2024年5月23日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項、並びに添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該通知を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

ウクライナ独占禁止法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

ウクライナ独占禁止法

(訂正前)

公開買付者は、ウクライナの独占の制限及び不当な競争の禁止に関する法律に基づき、ウクライナ反独占委員会に対し、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間（原則30日）内にウクライナ反独占委員会が本株式取得を承認した場合、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2024年4月15日（現地時間）付でウクライナ反独占委員会に提出され、2024年4月30日（現地時間）付で受理されております。したがって、原則として2024年5月30日までに、本株式取得に係る承認を取得できる予定です。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにウクライナ反独占委員会からの承認を取得できない場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ウクライナの独占の制限及び不当な競争の禁止に関する法律に基づき、ウクライナ反独占委員会に対し、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間（原則30日）内にウクライナ反独占委員会が本株式取得を承認した場合、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2024年4月15日（現地時間）付でウクライナ反独占委員会に提出され、2024年4月30日（現地時間）付で受理されております。その後、2024年5月23日（現地時間）付で、ウクライナ反独占委員会から本株式取得を承認することを決定する文書が発出され、公開買付者は、2024年5月29日付で当該文書を受領し、2024年5月23日（現地時間）付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2024年4月17日 (排除措置命令を行わない旨の 通知及び取得禁止期間の短縮の 通知を受けたことによる)	公経企第379号(排除措置命令 を行わない旨の通知書の番号) 公経企第380号(禁止期間の短 縮の通知書の番号)
	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2024年4月18日	JD第2号
	台湾	台湾公平交易委員会	2024年4月15日	公服字第1131260242号
	ベトナム	ベトナム国家競争委員会	2024年5月27日	379/TB-CT

(訂正後)

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2024年4月17日 (排除措置命令を行わない旨の 通知及び取得禁止期間の短縮の 通知を受けたことによる)	公経企第379号(排除措置命令 を行わない旨の通知書の番号) 公経企第380号(禁止期間の短 縮の通知書の番号)
	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2024年4月18日	JD第2号
	台湾	台湾公平交易委員会	2024年4月15日	公服字第1131260242号
	ベトナム	ベトナム国家競争委員会	2024年5月27日	379/TB-CT
—	ウクライナ	ウクライナ反独占委員会	2024年5月23日	166-p

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、本株式取得に係るウクライナ反独占委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

公開買付届出書の添付書類

(1) 2024年5月23日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、本公開買付けによる対象者株式の取得に係るウクライナ反独占委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(2) ウクライナ反独占委員会決定

公開買付者は、ウクライナ反独占委員会から2024年5月23日付（現地時間）「ウクライナ反独占委員会決定」を2024年5月29日付で受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。